

## 第6回入札制度等監視委員会議事録

### 1 委員会の概要

(1) 日 時 平成19年12月21日(金) 午前9時00分から午前12時00分まで

(2) 場 所 県庁西庁舎12階 講堂

(3) 出席者

#### ア 委 員

清水修二(委員長) 安齋勇雄 岩渕敬 江川和弥 小川静子 北川圭子 杉山元治  
田崎由子 常松明男 羽田則男 松野義廣 森岡幸江

#### イ 県 側

総務部長 総務部政策監 入札改革参事 施設管理参事 森林整備参事  
出納局総務管理参事 入札改革主幹 入札改革主幹

(4) 次 第

#### ア 開 会

#### イ 議 事

##### (ア) 審議事項

- a 工事に係る最低制限価格の設定方法の見直しについて
- b 契約事務改善について
- c 公共工事に係る業務委託の入札制度の見直しについて

##### (イ) 報告事項

- a 県発注工事の入札等結果(上半期分)について
- b 談合情報に関する調査結果について
- c 再苦情に関する調査結果について

##### (ウ) 各委員の意見交換

##### (エ) その他の

#### ウ 閉 会

### 2 発言内容

#### 【入札改革主幹】

それではまだお見えにならない方もいらっしゃいますが、定刻ですので、ただいまから第6回福島県入札制度等監視委員会を開会いたします。

議事につきましては、清水委員長よろしくお願ひします。

#### 【清水委員長】

皆さん、おはようございます。早くからご苦労様です。今日は3時間であります、結構議題がたくさんありますので、進行方よろしくお願ひします。

本日は、審議事項と報告事項それぞれ3件ずつあるわけですけれども、議事の進め方について最初に協議したいと思います。

審議事項の最初の「工事にかかる最低制限価格の設定方法の見直しについて」それから、報告事項の2番目、「談合情報に関する調査結果について」、これはいずれも会議に関しては「会議の公開等に関する取扱要領」に従いまして非公開としたいと思います。よろしゅうございますか。

(異議なし)

よろしいですね。そうなりますと審議の順序を組み替えさせていただきたいと思います。最初に報告事項の最初のところ、「上半期の発注工事の入札結果」を報告していただくと。これを先にやります。その後で非公開ということになりますけれども、審議事項の最初の最低制限価格関連と、報告事項の談合情報に関するものを続けてやらせていただくと。その後、若干休憩を挟みまして、再び公開の場でその他の事案を順次片付けていきたいと思います。そういうことでよろしゅうございますね。

(異議なし)

それでは、最初に報告事項のア「県発注工事の入札等結果(上半期分)について」、事務局の方から報告をしていただきます。

**【入札改革参事】**

(資料4により説明)

**【清水委員長】**

ざっと紹介していただきました。新しいデータもありまして、大変興味深い内容だったと思いますけれども、どうでしょうか皆さんの方から。何か気の付いたところがありましたらお出し下さい。

一番最後の16ページのデータですけれども、これで見ると管外業者の参加については37.71%ですが、実際受注したケースはそんなに多くないですね。それで、管外業者の参加状況というのは、前と比べてどうなってますか。傾向的に増えていると言えますか。このデータを見ただけではちょっとよくわからないものですから。

**【入札改革参事】**

前の時と言いますと指名になってしまいますが。

**【清水委員長】**

そうか、指名の時はどうしようもないですね。比較しようがないですね。

ほかの委員の方はデータを見てどういう印象を受けますか。管外業者の参加状況なんか。

**【小川委員】**

参加状況についてはまだちょっと今のところ何とも言えないんですけども、私は、参加業者数が減少しているというのが非常に気になるんです。管外業者のところまではちょっとまだわかりませんけど。

**【清水委員長】**

管外・管内問わず。そうですか。

**【小川委員】**

参加業者数が少ないということが、平均入札参加者数を見ても7者とか8者ぐらいしかいないとなると、本当にこれで競争性が保たれているのかどうなのかと。参加している業者さんの顔ぶれというのが常に変動しているんであればいいんですけども、同じような業者さんが入っているのかどうなのか、その辺の顔ぶれの問題もあるんじゃないかなと。そのところがいまいちちょっと。どうして参加者減っているのかなと。一般競争入札になって、本来なら参加していいはずなのに減っているというのが、どうしてなのかなという気がになります。

**【清水委員長】**

参加者数の多さと競争性の大小というのは、必ずしも相関してないと。これは前から指摘したことではあります。ただ指名競争入札の場合には、見かけの競争はあっても、実質的には競争が非常に少ないというか、場合によってはないというケースがありますから。

**【入札改革参事】**

委員長と同じことを発言しようとしたんですが、地域要件と格付け要件で、例えば50者とか100者土俵に上がる業者の数がいれば、そこが実際、潜在的に競争相手となっているわけでございますので、実際の参加者が減っても、それで競争性が損なわれる、低くなったというのは特に言えないのかなと思います。あと、例えば工事の場所が遠いとか、どうしてもその工事をとりたいとか、そういう個別の事業者の判断があるのかなとは考えております。実際手を挙げようとしてはその50者なり100者はもちろん参加できるわけでございます。

**【清水委員長】**

落札率が下がっているということが競争が実質的に作用してきたということではないかと思います。入札参加者数の減少というのは当初から予想されていたことであって、それを増やすということは、別に制度改革の目的ではなかったということで私は解釈しています。

ほかに何か気づいたところありますか。

4ページの左側のグラフです。右のグラフもやや興味はあるんですが、指名の落札率と一般競争入札の落札率の比較ということになっています。一般競争にした方がぐっと落札率が下がる、低いということはあるわけですが、指名の入札でも落札率は結構下がってますということもこれで言えるかと思います。

よろしいですか。10月から本格施行ですので、それ以降の状況もデータで確認したいと思います。

【安齋委員】

事務局に聞くんですけれども、16ページの管外業者が入った場合のケースなんですけれども、この場合落札率は計算してありますか。色々な工事別のが入ってるんでしょうけれども。

【清水委員長】

管外業者が入ったときの落札率。

【安齋委員】

ええ、落札率が上がったのか下がったのか、その辺は計算しますか。

【入札改革参事】

例えば隣接3管内が215件でございますが、このうち管外から参加した件数が45件で78.74になっております。ですので、隣接3管内の場合の平均が82.72でございますが、管外から参加した方が78.74ということで低くなっています。

【清水委員長】

そうですか。その場合でも管外の業者がとっているとは必ずしも言えないですけれど。管外の業者が入ってこなくても、管内の業者同士で管外業者が入ってこないようというようなことで競争が深まるということはあると思います。だから外から入ってくる可能性があるということが1つのプレッシャーにはなっていると言えると思います。

【安齋委員】

競争性は高まったと。

【清水委員長】

それは明らかにそうだだと思います。

よろしいですか。それでは、引き続きデータを追っていきたいと思います。

それでは、審議事項のア最低制限価格関連の議題になりますが、先ほど申し上げましたように非公開といたしますので、傍聴の方は外に出ていただきたいと思います。大体1時間程度になる予定です。それから、非公開の部分の審議の内容に関しましては、終わった後、私の方から簡単に御説明をするつもりですので、終了後に、どうぞ私のところまでお越しいただきたいと思います。10時15分くらいに再開のつもりでいてください。

(傍聴者退席)

《「工事にかかる最低制限価格の設定方法の見直しについて」及び「談合情報に関する調査結果について」は非公開につき概要のみを記載》

<工事にかかる最低制限価格の設定方法の見直しについて>

【入札改革参事】

資料1（非公表）により説明

【委員】

今回引き上げの見直し案というのが出ているが、要するに理由は何か。

【入札改革参事】

先ほどの資料にもあったとおり80%未満とか75%未満の低入札の案件が出てきており、それによって、このまま行くと企業の経営の圧迫だとか、下請業者へのしづ寄せによって、結果として、工事の質が低下するおそれがあるので、今のうちから対応していくべきではないかというのが一番の考え方である。

【委員】

品質が低下した実例はあるのか。

【入札改革参事】

工事検査グループの方に確認したが、検査の結果として、低入札によって品質が悪かったというような事例は今のところ出でていない。

【委員】

実例があるから直したいというのならまだわかるが、懸念がある懸念があるだけではちょっと説得力が弱い。

【委員】

低入札というのは何となくわかるが、下請業者のしわ寄せというのは、具体的にどういう風な形でチェックするのか、指導できるのか、せっかく上げたけれども現実的にはわかりませんということになると問題がある。元請に対して、しわ寄せしないための指導とかチェックというものをどう考えているのか。

【入札改革参事】

8月の監視委員会において、下請団体の会長に来ていただきて話を聴いた際に、元請が落札率80でとったんだから、下請に対しても八掛けでやってくれよと言われているというような話があった。そういうことを根拠にしているわけだが、さらに、下請へのしわ寄せへの確認については、現在土木部において建設業法遵守実態調査というのを、各建設事務所3件から5件抽出して、実際の契約金額、下請金額等を確認する調査を毎年やっており、そういう調査をやっていきたいと思っている。あと、今検討しているところだが、例えば下請通知書を業者からもらう際に、今後は下請の契約書も併せて確認するというようなチェック体制を各関係部と詰めているところである。そういうものによって下請へのしわ寄せをチェックしていきたいと考えている。

【委員】

元下関係というのが本当に乱れてきているのは間違いない。元請から下請に対する支払いの時期が遅れているというのもあるし、一部途中で工事が変更になったりして追加のものが出ても、実際そのお金は払わない。それから指し値でこの金額でやれという実態があつたり、かなり元下関係は厳しくなっているというのが現状である。原因はやっぱりたたき合いで、落札率が下がっているのは、税金の面とか競争性の面からいうと理想的ではあるが、結局仕事をとりたいがためにたたき合いをしているというのが業者の現状だと思う。とにかく目の前の仕事をとりたい。とらなければ自分たちが食べていけないというので、倫理観、モラルが欠如しているというのが現状だ。業者にももうちょっとモラルを守って、できないものはできないという形で、適正な下請とか資材納入業者まで圧迫するような価格で取り合うことはやめてもらいたいとは思っているが、どうしても目先の仕事がほしいのでそういう現状があって、下請及びその周辺の人たち、働いている労働者に対してしわ寄せがいっているのは紛れもない事実だと思う。だから最低制限価格を上げてほしいとか色んな要望書が出てるんだと思う。そういう意味で県としても考えてのことだと思う。

【委員】

最低制限価格を上げた場合に、懸念されるそういう点が全て解消されるかというとちょっと疑問が残るということと、総合評価方式で低入札価格調査をして、技術的に問題がなければOKになっているのであれば、逆に最低制限価格が下がってもきちんとできるものもあるのではないかと思う。今まで競争すると価格が下がって良いでしょうという方向でいたのが、色々な事情があって上げた方が良いとなった場合に、目指してきたところが少しづれて行かないかという感じがする。最低制限価格を上げるメリットがよくわからない。

【委員】

最低制限価格を下回ることが増えてきているという傾向であるということだったが、どのくらい増えているのか。

【入札改革参事】

上半期452件のうち90件で最低制限価格を下回っている。業者の数は209者である。

【委員】

基本的にこの最低制限価格の変更については認めたいくらいと思っている。理由は3つほどあるが、予定価格そのものは県が慎重にそれぞれの単価を積み上げていって作られたものだと思うが、その予定価格そのものでさえも、労賃単価等については、非常に低すぎるという意見があるわけで、それらを積み上げていったものが県の予定価格として100%を満たすということである。従って、県としては、これだけの品質のものをつくるにはこれだけの値段が掛かるということだろうと思う。ところが、70%を切るような価格であっても入札が妥当である、あるいは75%前後でもできるんだということになれば、予定価格そのものに対する信頼が非常に下がってしまう。何のための予定価格なのかということで、やはりそれだけの低コストを行政が求めるという県の姿勢が問われることもあるかなと思う。

それから、第2点目は、委員会で意見聴取をした時に、下請業者へのしわ寄せがいっているこ

とは確かにそういうことがわかった。、2割から3割近いコストダウンをした場合に、かなり下請業者へのしわ寄せがいっているだろうと思われる。

第3番目は、この入札制度等監視制度委員会の役割は、必ずしも入札率を下げることにあるのではなくて、いわゆる談合を防止するための組織であるということだ。そういう面から考えると、入札率が一律に下がったということで、委員会として歓迎すべき事項であるのかどうか、そこを考えるのではなくて、むしろこういう制度をやったことによって、業者が非常に苦しんでいるという状況については、ある程度制度の問題とは別な面で考えるべきなのではないか。そういう3点で、最低制限価格の変更について私は認めてたいと思っている。

【委員】

私も同じ意見だ。入札改革をなぜやったかというと、落札率が高すぎるからこれを引き下げる目的にしてやってきたわけではなくて、談合が行われている、これを止めさせなければいけないということが主眼であったわけである。その結果、談合ができない状況になると、落札率は下がらざるを得ない。競争性を高めるということになるので、結果として工事の価格は下がる傾向になるということであって、下げるることは必ずしも目的ではない。委員がおっしゃったように、予定価格とは何なのかということはずっと議論になっているわけであって、妥当な価格であれば100%で良いのではないかという意見はある。実際、入札参加者がゼロというケースができているというのは、予定価格が低すぎるんじゃないかと言わざるを得ない面がある。そういう意味では、落札率というのは、市場競争の中で決まるという業者の競争だけの問題だけではなくて、予定価格を巡って、行政と業者との間の力関係というか、市場競争というか、そういうものが機能し始めていると思う。だから、あまり落札率を下げることを問題にする必要はない。むしろ業界の方の競争が非常に激しいから、行政と業界側のせめぎ合いという点では、明らかに力関係は業界の側に不利であるわけであって、そういう状況を見なければいけないと思う。予定価格の信頼が落ちるという、委員の発言は非常に大事ではないかと思う。ただ、予定価格そのものの妥当性というのは依然として残ると思う。

【委員】

予定価格の見直しについては色々とあるわけだが、ただ、予定価格が出てても、現実にやれるということで入札している。

【委員】

やらないよりはやった方がまだマシということではないか。

【委員】

それはそうだろうが、あくまでもそれは我々が考えることであって、施工業者はそれでできるという考え方を持ってやってるところもあると思う。

それと、それによって品質が低下するというが、検査体制がしっかりとしているのであれば品質低下なんてあり得ない。その金額でできるということを出して、そのとおりやってるかどうかは検査して、問題がなければできるということだ。だから、上げたから良くなるということ自体理解できない。

【委員】

品質の管理というのは、工事が終わってからではわからない面があると思う。検査にコストが掛かるということもあるし、品質低下を今の段階で判断するということの難しさもあるんではないか。もちろん企業努力という部分があるにしても、素材をAランクからBランクにするとか目に見えない部分が出るという危険性が否めないと感じる。

【委員】

品質低下は検査が終わってからということじゃなくて、施工計画に基づいて施工して、その過程で検査をしっかりとていれば問題はない。検査体制がしっかりとていれば、品質は施工が始まった時点から見れるということである。

【入札改革参事】

今、検査の話が出たが、今年度から一定の低入札の場合の工事については、中間検査で特に重点的に確認するようにしている。検査はもちろん重点的にやるようにしているが、先ほど品質低下のおそれと言ったが、出てしまってからでは遅いと考えている。

【委員】

そうすると最低制限価格を上げたら品質低下はなくなるのか。

【入札改革参事】

それは断言はできない。

【委員】

制度とか法律というのは世の中の実態に合わせてその都度変えて良いと思っており、変えるのは全然やぶさかでない。あと、検査がきちんとしていれば、品質低下云々という問題は解決されるということは、全くそのとおりだと思う。民友の社説にこういうことが書いてあったので紹介したい。建設業者が、県発注工事の問題点というのを3つ挙げている。工事の準備、事後検査期間の長さというのが一つの大きな問題とされていて、たとえば2週間で終わる工事ですら全てを終えるのには2か月掛かる、その間現場には技術者をずっと常駐させて、その間の人工費が掛かるという問題。それから工事予定価格の積算単価、これはやはり一番大きい問題ではないかということが指摘されている。例えば作業員の1日あたりの労賃というのは10年前には1万8千9百円だったが、現在は1万2千円だということである。県は理屈があってそれは間違いないと言っているが、建設業者が言うには、これでは年間280日フルに働いても336万円にしかなりませんよと。それでは家族4人が、憲法が保障する最低限の生活ができないというのが2つ目の指摘。それから3つ目の指摘は、工事予定価格の事前公表の見直しをしてほしいということ。先ほどから話があるとおり、我々の使命は落札率を下げるのではない。談合防止をするためである。これはそのとおりだが、95%以上の入札というのも異常な話で、我々はそれをいかに宮城県とか、長野県並みに落札率を下げるにはどうすれば良いかということで議論を重ねてきたわけである。結果として一般競争入札にして談合防止に役立っているということは落札率を見ればわかる。これはもう論理的にそうである。落札率を下げる事が目的ではない。そればかりの議論に走ってしまうのは、いかがなものかと感じる。

【委員】

業界の状況を必ずしも正確にはわからないが、農業と対比してみた場合に、農業で苦しいのは兼業農家じゃなくて専業農家である。兼業農家は別に収入があるから、農業がかなりダメになっても何とか食っていける。しかし、専業でやってるところは苦しい。別に職業があって、それで建設業も一緒にやってるというようなところは、かえって持ちこたえるというところがあるのでないかと思う。専業で建設業オンリーでやってるところは、実は非常に苦しいという、形の上ではそっちの方が大手なんだけれども苦しい。だから、淘汰されるのはやむを得ないとは言えるけれども、しかし、どういう業者が淘汰されるのかという時に、能力のある中堅の業者から淘汰されるという事態は、やはりまずいと思う。その辺の業界の実態というのは、必ずしも私は知らないが、もしそういうことであれば、優秀優良な業者がつぶれるという形で淘汰されるのは避けたいと思う。

【委員】

そのとおりだと思う。結局、優秀な中堅の業者というのは、技術者をきちんと抱えて、社会保険も入って、色んな制度を整備しているわけだから、それをやるということは経費が掛かる。入札をするときの金額にもそういう経費に含まれるから、どうしてもある程度の金額を入れざるを得ない。けれども、そうすると仕事がとれない。職員数も技術者数もそれほどいないけれども、ギリギリのところで、そういう業者が安くさえ入ればとれるということでとってしまう。そうなれば、遵法精神を持って、地域を守ってやっている業者たちが、仕事がとれなくて生き残れないという方向に行きかねない。そういう方向に実際行ってると思う。建設業者の中で、職員の給与はそんなに過度に下げていない。地方の建設業者というのは社員数がそんなに多くなく、社員の家族の顔が見えるので、給料が下げられない。それで何を下げるかというと、一番下げるるのは社長の給料。役員報酬とかそういうものを下げて努力している。下げるまでも足りないので、役員報酬の中からまた会社にお金を貸してる。それもまた払い切れなければそれをまた放棄までしているという、そういうかなり厳しい状況になっているのが現状だ。

【委員】

私自身はこれはやむを得ないんだろうとは感じているが、本当のところはよくわからない。なぜわからないかというと、1つは適正な契約を結んで、きちんとした技術者を確保してやらなければならないというのが、基本的には入札制度である。今問題になっているのはそういう形でや

るのだけれども、価格のたたき合いでだんだんと業者が疲弊して、実際の適正な入札そのものがおかしくなっちゃうんじゃないかという不安が色々言わされてきて、そこでこういう形で制度改革と言わされてきてるのかもしれないが、それはそれでわかるが、実際はそれがこの入札制度の問題と実は違うんじゃないかという気がしている。それはカバーの問題だ。そういう時の業者をどうするかということについては、別の政策の問題が入ってきてるんじゃないかという気がしてゐるのを、入札の制度でなんとかそういうものをやらなきやちょっとまずいんじゃないかということが入ってくるから、何か見ていてある意味小手先使いみたいな感じで最低制限価格を上げて、それを何とか多少は業者も納得してくださいよというような言い方になっているのはどうかという気はするが、ただ、そうは言っても確かに色々問題は出ててるんだろうという気はしているから、やむを得ないところがあるのかなと思う。その程度しか実際わからない。

【委員】

そのとおりである。落札率を上げたら工事の総額が増えない限りは工事の数が減る。だからつぶれる業者が増える。だから競争はむしろ激化する。とった業者はもつという効果はあると思うが、基本的には工事のパイの大きさが小さくなっていることが原因であって、入札制度が直接原因になって苦しくなってくるわけではないし、入札制度をいじれば問題解決になるという性格の問題ではない。

【委員】

同じようなことを言おうと思ったのだが、この間建設業者と話をする機会があつて、その時20年くらいの官工事の業務量推移のグラフを見せてくれたが、ピーク時の3分の1になっているということだった。ピーク時の3分の1に官工事の量がなっている中で、競争が起きるのは、別に入札の制度の問題だけではなくて、業界の問題としてある。その中でこの福島県入札制度等監視委員会があるから、そこに対して異議申立ての部分が出てくるのかもしれないが、基本的には官工事全体が減っているということが問題であつて、そういう中で、業界がどういう風に自分たちの事業を転換して行くとか、もしくは新しくそういう事業に参入して行くとかいう努力をしない限りは制度をいくらいじつても変わらないんではないかと思う。

【委員】

今までがまるで間違っていたから直したいという風に見える。だからわからない。要するに自民党と県民連合と公明党からこうやって要望がきていて、それがまず念頭にあるわけではないのか。我々は特に落札率を上げろとか下げるとかいうのは全然関係ない。現に宮城県は落札率が75%を割ったが、県が何もやらないのに、反動で自動的に上がってきている。健全な競争が行われている。長野県も同じだ。今はとにかくこういう要望があって、業者が疲弊してることは我々も聞いているから、それに関しては我々は異論はない。ただそれを飛躍して懸念がある懸念があるというから、そこで論法が飛んでいる。懸念はない。懸念は別の形で対応できる。それと、最低制限価格を上げたらじやあ直るかというと、それは保証できないはずだ。でもとりあえずそれをやりたいと言うのだったら、総合評価方式をまず全面的に早く移行すれば良い。あと、ブローカー的な業者が入るのを防ぐためにオープンブック方式、これは前から言っているのだから、それも早く実行すれば良い。そして、それをセットで考えなくてはならないのに、それだけ取り上げるから議論が混乱する。最低制限価格は若干行き過ぎたと言うと我々が前に間違っていたように見える。じやあ上げた分が例えば経営者の方の給与とか利益だけにいってるのは認められない。下請業者も含めて適正に再配分されるのか。それをどうやって確保するのかということである。その辺は手当してるのか。そこまでやらないと我々としてはイエスという判断ができない。上げたい気持ちは多分全員がある。

【総務部政策監】

県としては、確かに議会の各会派からこういった要望もある。あるいは業界団体からも要望をもらっている。それで、県としては、市場主義の部分と制度管理あるいは地域経済を守るあるいは災害復旧なりそういう手当をしている地場の業者の育成とか色んな観点から総合的に評価をした上で、今のところは、個々の見直しの考え方の中で、そういう方向でやりたいと考えているが、この監視委員会の場で十分委員に議論してもらい、その意見も参考にしながら今後の最低制限価格の在り方を決めていきたいというのが基本的なスタンスである。

【委員】

我々は、議会からこういう風に要望書が出たから最低制限価格を上げるとかそういうことじゃないわけであって、既に昨年からそういう方針で臨んでいて、順次やっている。それで今回、最低制限価格をテーブルに載せたというわけであって、別に、どこかで言わされたからやってるわけではない。総合評価方式の導入、それからオープンブック、これも既定の方針どおり進めているわけだから、別にあちこちから言われているということは気にしなくても良い。肅々と制度を見直して行けば良いのであって、あんまり気にしないでマイペースでやれば良い思っている。

【委員】

今、最低制限価格を上げるというのは大分議論されたが、公表については、私はやり方を公表した方が良いという考えだ。他県ではもう公表してあるところもある。その代わり予定価格を公表しない。公表しないで最低制限価格はこういうやり方だということを公表しても良いんじゃないかと思う。

【委員】

どういう意味があるのか。それでは最低制限価格を狙って入れるということは十分起りうる。

【委員】

それは、それで良い。

【委員】

みんなダメになる可能性はないのか。

【委員】

かえって危険だ。

【委員】

競争入札の意味がなくなる。

【委員】

私は反対だ。

【委員】

私も競争入札の趣旨から非公表の方が良いと思う。

【委員】

最低制限価格については、公表しないという提案があった。ただ予定価格については公表しているということで、しないという提案は出てないが、検討の対象にはなるはずだ。検討の余地はあると思う。

【委員】

品質確保という理由付けは説得力がない。今まで間違ったいたから直したいということでは納得できない。

【入札改革参事】

そもそも最低制限価格というのは、一定線を下回ったら工事の品質が確保できないという観点から定めている。

【委員】

逆に2割の業者はそれでもやっていけるということで入札している。それは間違いだというのか。

【入札改革参事】

競争が激しくなって、採算を度外視してもとりにいってるというような状況があると言われている。

【委員】

そんなことはない。業者はそれでもやっていけるということで手を挙げている。採算度外視かどうかはわからない。

【委員】

品質を落としてやるという考えはないはずだ。

【委員】

実際に品質が落ちてるなんていうことがあったら一大事だから、それはそうだということは県としては認めるわけにはいかないので懸念という言い方になっている。それは当然だと思う。懸念以上のことを言い様がないのではないか。

**【委員】**

今まで90%近くで入札できていたのにこれだけ下がって苦しいんだという事情はわかるが、もっと上げろというのは理由にならないと思う。入札業者がいないんであれば当然上げないといけないが、今まで問題がないんであれば、そこに問題があるのではない。

**【委員】**

本当に業者が採算が合わないんであれば除雪のように入札しないはずだ。入札に参加するということは、それだけ採算が合うということだ。1つ言えるのは、採算が悪くて入札するのは、実績がほしい時だけだ。5年から10年に1回の実績がないと入札できないというのがあるから、そのためだったら、採算合わなくともやる。それ以外は8割だからとか70%を割ったから悪いとは言えない。

**【委員】**

実際、採算を度外視した受注になってるかどうかということについてはちょっと確認が難しい。業者の方はそういうケースがしばしばあるということだが、それは少し水掛け論になっている。

**【委員】**

もう1回審議できないのか。

**【入札改革参事】**

今日、決めてほしいと思っている。

**【委員】**

急がなければならない理由は何なのか。

**【入札改革参事】**

最低制限価格の見直しについては工程表に載っているので、できるものについては速やかに取り組んで行きたいというのが考えである。

**【委員】**

例えば、これこれこの点についてはなお事情を知りたい、調べてもらいたい、そういうことがあれば延ばす意味はあると思うが、一応論点は出たかと思っている。あとは判断だと思う。これが問題を解決するという風には誰も思ってないわけであって、しかし業界の状況を見ると、それは何とかした方が良いという判断をするかしないかだ。宮城県でも引き上げるという算段をいろいろやっている状況であって、事情は福島県に限らないと思う。

**【委員】**

業者が疲弊して、別の新しい事業をやりなさいということがいろいろ指導をされてきていて、確かにそのとおりであるが、実建設業者が農業に行ったり、社会福祉関係に行ったりということは、現実的にはなかなか気持ちがそこまで動かないという状況があつて非常に難しいのと、それから本当にこれからバタバタと倒産が増えていった時にそこの受け皿がない。受け皿がないので、こういう建設業界の状況だけを考えて小手先のことをやっても意味がないというのは確かにそのとおりだが、ただそうなるのが目に見えるところまでできている状況になって、ここでやらなければあっちこっち倒産がますます増えてくる。そうなった時に、その方たちの今後の生活どうするんですか、働くところはあるんですかというようなことをいろいろ考ると、それがないから何とかできる限りのところで最低限守れるところは多少守っていくしかないのかなと思う。

**【委員】**

今日の委員会でその方向を了承するとして、これはいつから実施になるのか。

**【入札改革参事】**

入札等制度改革部会というのがあって、そこで県としての意思決定を諮る予定である。まだ未定だが、あと実施時期については、年度内にはと考えている。まだはっきりそこは決めていないが、4月以降ということではなくて、今年度内に実施する。

**【委員】**

部会は年内にやらないのか。

**【入札改革参事】**

予定はしているが、まだはっきり決めていない。

**【委員】**

これは要望だが、意見がその方向でいこうということであれば、是非早急な実施をお願いした

い。

【委員】

やるなら早くやるべきだ。

【委員】

今日中に決めたいということでもってきているわけではないのか。そしたら部会の方も急いで例えば年内に開いて方向付けをしないと意味がないのではないか。そうじゃなかつたら今日決定しないで、次回でいいんではないかという論議になる。

【委員】

早急にその辺を考えてほしい。

【委員】

それでは大分時間は掛かったが、委員会としては、提案どおりで結構であるという結論にする。

<談合情報に関する調査結果について>

安齋談合等調査部会長から資料5（非公表）により説明

《休憩》

【清水委員長】

再開いたします。

審議事項の2番目「契約事務改善について」をお諮りいたします。事務局の方から説明をしてください。

【入札改革参事】

（資料2により説明）

【清水委員長】

業務委託、物品購入についても条件付一般競争入札を入れるというそういう提案になっております。いかかでしょうか。

【小川委員】

予定価格を公表しないというのは良いかと思うんですけども、最低制限価格につきまして、例えば1円入札みたいな、モラルがかなり低下したようなことが、福島県であったというわけではないかもしれませんけれども、ほかの行政機関で実際ありましたので、最低制限価格を設けられるようなシステムのようなものには、すべてにやらなくとも、一定の金額以上のものはやるとか、そういったことはやられた方が良いんじゃないかなという気がします。

【清水委員長】

そこはどうですか、検討されたことはあります。

【入札改革参事】

まず、制度的に物品は最低制限価格制度の対象外です。あとそれ以外のものにつきましても、近年の状況を見ますと、そのような問題となるような低入札の状況が見られないということも条件の1つでございます。さらにそれとここに書いてありますが、役務の提供だということで、検査を通じて適正な履行が確保されることから、設ける必要はないのではないかと考えております。

【清水委員長】

1円入札のようなことはあってはならないとお考えなんですね。

【小川委員】

はい。

【清水委員長】

実際そういうことをやる意味があるのかというのを疑問がありますけれども。実際に他県ではあるということなんですね。

【小川委員】

はい。

【常松委員】

2ページにありますが、(ア)の一番最後のところ、平成19年度から一部電子入札を導入する予定と、同じく(ウ)のところで電子入札を全面的に導入するということですが、大変良いことだと思うんですけども、この場合、個人認証等セキュリティ関係で、県あるいは業者の対応が十分に確保できるのかを確認のためにお伺いしたい。

**【入札改革参事】**

そのような面を配慮しながら進めてまいりたいと考えております。

**【清水委員長】**

非常に紋切り型的回答でしたが、常松さん、なお何かありますか。

**【常松委員】**

できれば具体的に県全体としてどのような対応をしているのかその辺をお伺いしたいと思います。

**【清水委員長】**

この件だけの問題ではないですよね。セキュリティの問題というのは。何かコメントありますか。

**【入札改革参事】**

県全体のセキュリティの問題につきましては、まとめて別途御説明したいと思います。

**【清水委員長】**

ちょっと私教えていただきたいことがあります。4ページの四角で囲った部分で、地域要件は有資格者数の状況から県内を細分化する必要はないというのは、これちょっと説明してください。十分に確保されるからということですか。

**【入札改革参事】**

それぞれの委託の内容によって、今回の場合3つあるわけなんですが、それぞれ県内の方部ごとに万遍なく業者がいるわけではないということです。

**【清水委員長】**

そういう意味ですか。

ほかに何か。

**【杉山委員】**

ちょっと教えていただきたいんですけれども、維持管理業務なんかで特殊なもの、メーカーさんだったらメーカーさんでその1社しか作ってないものの管理というのは、例えば県内に所在していないとかそういうことがあるかと思うんですが、そういうものはないですか。

**【清水委員長】**

県内業者ではできないというケースですか。

**【施設管理参事】**

ただいまの御質問でございますが、例えば福島県でペットボトルというものをリサイクル利用しておりますが、県内の業者でそれを処理できる業者はおりませんで、隣接する宮城県の業者に頼んでいる事例がございます。

**【清水委員長】**

そういう場合は随意契約ですか。

**【施設管理参事】**

随意契約です。

**【松野委員】**

趣旨は賛成なんですけれど、1ページの大きな2番目(1)平成20年度から原則として一般競争入札を導入すると書いてあるんですが、3ページの(ア)の下の方、年間契約が大半であり、契約時期が年度当初に集中すると、庁舎等維持管理業務委託については、条件付一般競争入札の導入の準備期間を考慮すると本格導入は平成21年度からとなる。庁舎等維持管理業務委託については、1年ずれ込むという形になっておるわけですが、私素人でその辺の事情がわかりませんので、準備というものが何なのか教えていただきたいと思います。

**【清水委員長】**

説明してください。

**【施設管理参事】**

庁舎の維持管理業務につきましては、ほかのと同様これから工事等の実施要領を参考にしながら庁舎等維持管理の実施要綱を作っていくというようなところから作業が始まっていくかと思いますが、これらの制度を対業者、県内にたくさんいるんですが、庁舎維持管理の業者については大分零細業者が多くて、そういう方々に制度を周知する期間、あるいは県の機関が多岐に渡って

おりまして、合同庁舎とか一般の出先機関のほかに、学校とか病院とか個々の事務所で行っているものもございますので、これらの機関に対する制度の周知、さらには入札 자체は予算の成立後行うという現状での規約がございますので、そういったことを総合しますと21年度当初からではなくて、例えば4月1日から3月31日までの1年間の業務ではなくて、年に1度の定期点検とかそういう委託業務がございますので、そういうできるものから20年度の年度途中からやつていまして、1年間委託する業務につきましては、その制度の周知を図るという部分も含めまして、本格的な運用は21年度からとなると考えております。

【清水委員長】

福島県の入札改革の方針からいって、指名制度から一般競争入札に移行していくということですから、公共工事に統いて契約事務についてもそういう風になっていくというのは、既定の方針だと思いますが、ついさっき議論していましたけれども、業者の間で競争が激化して、業界が疲弊するという事態だということについては、この分野でも起こり得るのか、そういう懸念はないのか、その辺についてはどのような見通しを持っておられるんですか。ちょっとそこの状況が私はわからないから判断の限りでないんすけれど。どうですか。

【出納局総務管理参事】

一般競争入札に向けて物品の購入事務について、ここ3か年ほど何十件か一般競争入札を試行的に実施しておりますが、やはり指名競争入札、随意契約から比べれば平均落札率は低いところで収まっているというのはありますが、工事なんかと違って完成品を購入するということがあるものですから、そんなに大きな値引きとかそういう形で落札しているとかそういう事情はありませんので、一般競争入札を導入しても大きな混乱はないのかなと考えております。

【清水委員長】

そういうことですか。わかりました。

【小川委員】

先ほど物品購入に関しては、最低制限価格は対象外だということだったんですけども、1円入札みたいなことがあってはならないので、そういうものを最低限歯止めをするようなを何か規約みたいなものを準備されているんでしょうか。あまりにもモラルの欠如するような安い金額で、過去にあった1円入札というのは、確かにパソコンを1円で入札して、その業者さんはその後の維持管理のお金を稼げるから1円でも良いんだという理由だったと思うんですけども、そういうのは本来の意味の競争にならないので、そういったことを最低限歯止めするような何か規制ができる規約があればいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

【清水委員長】

何か歯止めのようなものは必要ではないかという質問でしたけれど。

【出納局総務管理参事】

委員の御指摘はCADソフトの1円入札という実績を見てのことかと思うんですが、先ほど事務局から御説明したように、物品の購入については、自治法施行令の中で完成品を買い上げるという物品調達の範囲では、最低制限価格を設けることができないような制度になっておるものですから、業者のモラルの問題と考えております。それ以外の同じような調達で印刷がありますが、これについてはある程度検収・納品の時点で、十分な品質確認ができること、やはりこれもある程度でき上がったものを納入していただくという部分もあるものですから、そこは最低制限価格を設けなくとも良いのかなということで考えてございます。

【清水委員長】

物品については法律で最低制限価格を設けることができないということのようです。

【小川委員】

最低制限価格を設けられなくとも、モラルを欠如したような、最低制限価格がないということは1円入札だってあり得るわけですよ。そういったことを防げる何らかの規約があった方がいいんではないかと思うんですけども。

【清水委員長】

どうですか、もしそういう事態が発生するようであれば採用するということで良いのかなと私は思うんですけども、予め歯止めになるようなものを作つておかなければならぬということになりますかね。1円入札でも良いんじゃないかという考え方もあり得ますよね。

**【施設管理参事】**

庁舎維持管理につきましては、主に役務の提供ということで、それが業務の内容となっておりますので、今お話をあった1円入札というものは事後の契約を期待してやるということですので、庁舎管理に関しましては、1年ごとに役務の提供ということで契約するということから考えますと、低入札というのは想定しにくいのかなと考えております。

**【清水委員長】**

後の利益を期待するということに今までなっていたとしても、これから一般競争になるとそのメリットそのものが消滅するんじゃないですか。だから期待するものが何もなくなるということですよ。そうではないんですか。

**【小川委員】**

そんなことはないです。

**【清水委員長】**

そうですか。

とりあえずこれでスタートするということでどうですかね。

**【安齋委員】**

良いと思います。

**【清水委員長】**

じゃあそういう風にしたいと思います。

それでは審議事項の3つ目「公共工事に係る業務委託の入札制度の見直しについて」、資料の3です。これについては今日は説明していただいて質疑応答をして継続という扱いをする予定であります。説明をしてください。

**【入札改革参事】**

(資料3により説明)

**【清水委員長】**

今日は質疑応答ということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

御意見でもいいですよ。次回引き続いて検討するということですので。

私の方から5ページの予定価格については事前には公表していないわけですよね。これからもしないということですが、工事の場合に予定価格を事前に公表している理由があるわけですよね。それとの整合性はどのように解釈したらよろしいのでしょうか。

**【入札改革参事】**

以前は工事も委託も全部非公表だったわけでございます。それで工事につきましては平成13年に公共工事の入札及び契約の適正化の推進に関する法律、入契法とか適正化法とか呼ばれているんですが、それで透明性が求められまして試行とかをやって、本県では平成15年から工事については事前公表としてきたわけであります。そういうわけで全部が非公表な中で、工事については事前に公表するという経過になったわけで、なぜ設計・測量の委託について4月から事後公表にしたかということですが、それは透明性の確保の観点から事後としてきたわけですが、工事の事前と委託の事後の差につきましては、やはり工事は工法とか材料費とか各種競争の幅が非常に大きくなっています。従いまして、予め予定価格を示して、適正に積算してもらって、その見積内訳書を確認するということにしております。委託につきましては、ほとんどの積算の内訳が人件費でございます。従いまして、それほど積算が困難でないということから、それについては事前公表する必要がないと考えております。

**【清水委員長】**

要するに、漏れるとか探るとかそういうことを誘発しないようにということで事前に公表しているということになるわけですが、それとは別次元の話なんですね。仕事の中身からして違いを設けているというわけですね。

**【小川委員】**

1ページ目のところの有資格業者数というのを見ますと、県外業者の数というのがかなり多いんですけども、実際今、指名とか随意契約でやっているかと思うんですが、その中で県外業者

が実際落札している割合というのはどの程度なんでしょうか。

【入札改革参事】

すみません。今その数字を持ち合わせておりません。

【清水委員長】

次回までに調べておいてください。

【入札改革参事】

わかりました。

【小川委員】

もう1つ、5ページ目の最低制限価格及び低入札価格調査について、条件を付ければ防止できるとなっておりますけれども、3ページのところにも業務内容としてこういった業務委託は金額が比較的少額だとか書いておりますが、測量とか調査、設計というのは公共工事をやる中の一番基本的な部分で、ここが一番重要な部分だと思うんです。重要な部分の基礎になるところが、条件を付けたからというだけで安値入札を防止できるのかな、どうかなということがあります。それから今は指名ですからまだ良いんですけども、これが一般競争入札になった場合に、工事ほどは酷くないにしても、たたき合い的なことで落差率が下がれば良いということではなくて、安値受注という方向に行く懸念がかなり考えられるので、最低制限価格を付けなくても良いというのではなくて、私は最低制限価格を付けた方が良いという意見を言いたいと思います。

【常松委員】

品質確保という面から3ページに出ております業務内容等で公共工事における初期段階での業務であり、ミス等があった場合重大な手戻りが生じるおそれがあるとあります、その具体例かどうかはつきりしないんですけども、会津学鳳高校の工事で段差が50センチくらい生じてしまったということがありました、これが具体的に設計段階なのか、測量段階なのか、あるいは工事段階のミスなのか、もしほかに測量もしくは設計段階でミスがあってその後手戻りが生じた事例がもしあれば御紹介いただきたい。

【入札改革参事】

会津学鳳の件につきましては、工事の施工段階のものでございます。基準の高さの設定の誤りというものであります。

2つ目の御質問ですが、重大な手戻りがあった事例につきましては、今持ち合わせておりませんので申し訳ありません。

【北川委員】

航空測量の県内業者が少ないという事情を教えてください。今地上測量から航空測量に移っておりますし、航空測量が少ないということはそれだけ地域の業者が移れない事情があるのかなと思います。それと、ほとんど人件費という説明でしたけれども、土木設計にても建築設計にしても、人件費が技術力とイコールと思われます。技術に投資しないというのが日本人の特徴ですが、それこそが重要ではないかと思うんですが、そういったことから最低制限価格を設定するという小川委員の考えに私も賛成いたします。

【清水委員長】

議論はまた後でやりますけれども、県としての見解を聞きましょう。

【入札改革参事】

人件費がほとんどだと申し上げたんですが、例えば設計の場合で優秀な技術者が普通2週間掛かるところを1週間で仕上げたというようなことで低く積み上げた場合と、そうではなくダンピングをした場合との区別がなかなかつかないのかなというところがございます。

【北川委員】

設計関係の人たちで知っている人も多いですけれども、本当に寝ないでやつておる状況で、姉歯事件等があった関係もあるんですけども、そういう人たちにもうちょっと目を向けるという方法はないのかなと考えますけれども。

【清水委員長】

これは次回議論しましょう。もう少し詳しく検討した方が良いのかなと思います。

ほかの方今日確認しておいた方が良いといういうことがありましたらお願ひします。

そうしたら一番大きな論点は今の、最低制限価格などを設けなくて本当に良いのかという問題が中心です。あと、県外の業者が落札しているケースがどのくらいあるのか。あるいは航空測量が非常に少ない事情について、それから重大な手戻りが生じたという事例が今までにあったのであれば、そのところを調べておきたい。大体そのような点が出ましたので、次回に向けて当局の方の準備をよろしくお願ひします。

それではこの件継続とさせていただきまして、次に報告事項の3番目「再苦情に関する調査結果について」です。資料の6を御覧ください。これは部会長の羽田さんから報告をお願いします。

#### 【羽田委員】

(資料3により説明)

#### 【清水委員長】

下請業者が重大事故で大けがをした件について、元請にもやっぱり責任があるということに関して、責任の度合いというものが問題となったようです。それで短期間でしたけれども入札参加資格制限を課したということについて妥当な措置だったという判断を部会としては行ったということです。

何かほかの部会員の方から補足があれば。

よろしいですか。それではこの件を終わりにしまして、一応、6件終わりまして意見交換ということになりますけれども、お手元に自民党、県民連合、公明党からの意見書のようなものが出でおりまして、これについて委員の間で意見交換をしたいと思います。簡単に事務局から経過などについて御説明をお願いします。

#### 【入札改革参事】

(資料により説明)

#### 【清水委員長】

ざくばらんにいろいろと自由に議論したいと思っておりまして、どの件でも構いませんので御意見を出してください。

私から申し上げます。自民党の県支部連合会の7番目に、この委員会について、入札制度を取り巻く実態を熟知していない、検討結果が現状に合わない、だからこの委員会から制度設計に関する業務を外せと、別組織でやりなさいという意見が出ておりますが、これは自民党だけから出でおりまして、ほかの会派からは出でおりません。これはこの委員会にとっては大変重大な指摘でありまして、ちょっと看過することはできないと思っております。私の考えを申しますと、入札制度を取り巻く実態を熟知している専門家とは一体誰のことを指しているのかというのを私は知りたいです。これは業界の人間、つまり建設業に従事している人という意味でこういう風に言っておられるのか、そこを確認したいと私は思います。確かに入札制度を検討する機関に業界代表といいますか、業者を入れている県もあるわけでありまして、これはそういう方法もあり得るとは思います。しかし、福島県は知事が逮捕されるという重大な事態を踏まえてこの入札制度の改革に当たって敢えて業界代表なり業者を委員会に入れていない。これは県としてのポリシーだと私は受け止めておりまして、そこが問われたと私は思うんです。もしも、こういう風にしろというのであれば、県のポリシーを変えろということを意味していると思いますので、ここはむしろ県の側の、知事の認識というものが問われていると私は思っております、この委員会がどうこうよりももう少し大きな問題だと思います。また、入札制度を取り巻く実態を熟知している専門家がいないと言ってますけれども、私たちは確かに入札制度の研究者だとか専門家ではないわけです。しかし、それぞれの立場で、弁護士さんもおられるし、公認会計士その他こういう問題についてそれなりに近いところにいる、あるいは学識を持っているわけでありまして、建設業者ではないということだけをもって専門家ではないというのはおかしいと思います。それから入札制度について熟知していない、取り巻く実態というのはよくわかりませんけれど、この委員会は行政から丸投げされて勝手に議論しているわけではありませんで、今日の審議を見てもわかるとおり県の側から提案があってそれを基にしていろいろ議論しているわけでありますし、福島県当局は入札制度については大変長い経験をもって試行錯誤してきているわけですから、これを素人だと専門家ではないと決めつけるのは県に対する侮辱ではないかと私は思います。そのところ

は県民の立場でやっているというこの委員会の存在意義を理解してもらいたいと自民党の方には申し上げたいと思います。

ほかの予定価格の事前公表を止めたらどうかとか総合評価とか個々に掲げられている問題については、議会の方から言われるまでもなくこの委員会としては検討課題にしてきておるわけでございまして、別に言われたからやらないとか、言われたからやるとかそういうことではないです。現に今も最低制限価格のことについては議題に載せてやっているわけでありまして、これは昨年からそういう予定できているわけですから、そのところは見守っていただきたいと私は思います。ただ指名制度の一部復活というものについては、これは慎重に対処しなければいけないと思ってます。打ち明けた話をいたしますと、この制度設計の大枠を決めた入札等制度検証委員会の中には少数意見として指名制度はやはり残すべきだという意見、ここにおられる安齋さんがそういう風に主張されたわけです。しかし、全体的にはこの際思い切って改革をしようということで全面的な一般競争入札ということにしたわけです。この点については確かに議論の余地というのは残しております。しかし、この指名制度を一部であっても復活するということは、大変大きな方針の転換と言いますか、この委員会にとっては考え方の変化を意味しますので、俄にそうしましょうという話にはならないと私は思っておりまして、議論はしたいと思ってますけど、私の個人的な意見ですが軽々にはいかないと思ってます。

どうですか皆さん。

**【杉山委員】**

今委員長がおっしゃったとおり私は自民党の内容についてかなり不満を抱きました。これは県側の方に要望書を出した時に御説明があったと思うんですけども、入札制度を熟知している専門家とか、別組織とか、その辺についてどういう話があったのか、あと、低価格競争について品質低下ということが公明党の方からも要望が出ているんですけども、この要望を受けた際に具体的に説明があったのかをお伺いします。

**【入札改革参事】**

まず1番目の自民党の7番目のところにつきましては、今までやりとりをしている中では業界の代表を入れろというまでのことは言っておりません。

2番目のところにつきましては、特に品質の低下のところにつきましてもこの文言どおりの要望だけでこれ以上のことはありません。

**【杉山委員】**

追加でお聞きします。一定金額未満の工事とありますが、金額については要望の中で出てきたかどうか、まだ1年も経っていない時点でこういうことが出てくること自体がちょっとどうなのかと。

**【清水委員長】**

全国知事会では1千万円という線が一応ガイドラインとして出されておりますけれども、例えばそういうことになるのかなと思います。

**【松野委員】**

議論の腰を折るようで大変恐縮なんですけれども、我々委員会としてはこの要望書を突き付けられて、この要望書の内容について論じろと言われても所詮意味をなさないんだと思うんです。なぜならば県御当局の見解が出されていない中で、我々委員会が議員の先生方にお応えするというそんなとんでもない職権乱用はできないわけで、まず順序を原点に戻して議論の方をお願いしたいと思うわけです。我々は自民党から言われたことに対して神経質的に反論するという方法もあるんだと思うんですが、私は別に何を言われても構わないのかなと。要するに我々は知事さんから委嘱状をいただいてその責任を全うしているだけでございます。ただこういった要望が業界代表からせっかく政治家の方々を通して県御当局に来ているということは、重々我々も新聞、テレビ等のニュースで存じ上げておりますし、それを踏まえてこの場で議論をさせていただいているわけで、まず、この要望書を我々に突き付けていただく前に県御当局の考えをお示しいただきたい。まずそれがあつて初めて議論をさせていただきたいと思います。以上です。

**【清水委員長】**

当局としては一定の回答をしておりますよね。ちょっと紹介していただきたい。知事あるいは副知事として見解を表明したものはあつたんでしたっけ。

**【入札改革参事】**

すべて副知事が対応しているわけでございます。すぐにできるものと4月以降新年度になってできるものとよく検討していきたいということと、そもそもこれまでやってきた入札制度改革の骨格を崩すことはできないので、こういった業界の声と言いますか議会の声をどのように調和していくのか検討していきたいと全体的な内容としてはそのようなことをお答えしておるところでございます。

**【清水委員長】**

基本方針について今すぐ変えるということは考えていないと受け取ってよろしいですね。

**【安齋委員】**

そう表明はしていないんでしょ。

**【総務部長】**

入札制度改革につきましては、昨日終わりました12月の県議会で大きな議論が展開されました、毎日のように各会派に呼ばれまして本日お示ししているこういった項目について現時点での県の考え方はどうだということを、議会は議会の立場で県執行部を追及するという形になっております。それで本日整理しておきたいのは、先ほどの委員のお話のように、本日お示ししました各会派からの要望書は、私どもといたしましては、あくまでも情報提供ということで、連日報道もあるものですからどういったことが県の方に届いているのかということを委員の方に御理解をいただきたいという趣旨でお出した資料でございまして、ただいま御指摘いただきましたようにこの監視委員会におきましては、私どもの方から方針を示してそれについて御議論いただくのが基本的なスタイルでございますので、この取扱いについて現時点で私どもの方でこうしたい、ああしたいというような方針をこの監視委員会にお示しできる段階では現時点ではない。県議会が終わったばかりでそこでいろいろな議論のやりとりをしておりますので、終わった途端に県議会と違うことを私どもここでお話しできる状況ではないということを御理解をいただきたいと思います。ただ情報としてこのようなことがあるということは今後この監視委員会の審議に影響してくるだろうということでそのまま資料としてお出したものでございます。それと12月の議会でどこまでの議論になっているかということをお話し申し上げますと、自民党から出ておりますこの8項目を中心にいろいろ議論は展開されておりまして、本日も御審議いただいております最低制限価格の見直し、これについてはできるだけ早くやりますよというのを議会の中で私が答弁しております。それから総合評価方式につきましても、現在試行しておりますので、その試行結果を踏まえてこれもできる限り早くどういう形が良いのか検討していきますよということは申し上げております。それから先ほども委員長からいろいろお話ありましたこの監視委員会の在り方につきましては、これは私どもは十分御審議をいただく委員のメンバーを取り揃えおりますということは、私どもも強く反論いたしている部分でございます。それから250万を超えるものを条件付一般競争入札でやっておりますが、ここについても先ほどのような議論がありまして、現場で入札を執行している部門からは、やはり金額と手間暇を考えた時に釣り合いがとれないねという意見はありますが、ここは正しく入札改革の骨格の部分でございますので、これは慎重な検討が必要だということは申し上げておりますが、ただ見直しをしませんということも申し上げおりませんで、ここについてはもう少し時間を掛けて検討していきたいというお話を申し上げております。そういうことでいずれも途中経過のものもありますし、ある程度方向を示したものもありますが、議会の方から強く言われておりますのは、スピードアップを図れ、要するに検討に時間を掛けすぎているということを各会派から言われております。と言いますのは現場の業者さんというのは今日明日にも倒産しそうな状況なんだから制度の見直しが必要な部分があればこれは1日も早く見直すべきだというのが県議会共通の意見だと私どもは受け止めております。それと今日資料としてお示しいたしました3つの会派からの要望書、これはある意味県議会の総意という風に私どもの立場では受け取らざるをえません。従いまして、私どもといたしましては、この申し入れは重く受け止めざるを得ないと、議会と県との関係の中で当然でございますので、私どもはこの要望を踏まえてこれから具体的に1つ1つ中身を検討していく、あるいはスピードアップを図れという部分に対してどのくらいのスケジュールで見直しを進めていくべきか、こういったところも併せて検討いたしまして、この監視委員会で御議論いただくという手順でこれから進めてまいりたいと考えております。

**【清水委員長】**

急げと言われているということなんですけれど、一般競争入札の本格導入は10月から始まってまだ2月半くらいしか経っていないわけでしょ。まだ最低制限価格の見直しも今日審議したというわけでまだ改革途上なんですよ。まだ肝心の改革が進行中なのにその改革の見直しをやれというのは、これはかなり制度の改め方としては無茶だと私は思います。趣旨はわからないでもないですけれど、やはり実際やってみてどうだったかというモニタリングをきちんとしないと、目先の状況を見てあたふたして変えたばかりのものをまた見直すという朝令暮改のようなことをやっていると見識が問われると思います。この委員会だけの問題ではなくて。そういう風に私は思います。急げと言われることについては、改めるのは急ぐに越したことはないんですけども、やはりあまり節操のないことはやるべきではないと私は思います。松野さんどうですか。県としてはこのように対応しているということなんですけれども。

**【松野委員】**

もう県御当局が一番大変なんで、それは我々重々わかっておられます。総務部長さんいらっしゃってますのでお願いしたいのは、先ほども民友新聞の12月19日の県入札改革改革ということで、この中で先ほど江川さんからも御指摘ありましたとおり、県内の公共工事がピーク時の3分の1まで激減しているわけです。これが一番の大きな現実問題であるわけです。それに対しまして建設業者の数が事業量に比例しては減っていないんですね。3分の1も分母が減っているにもかかわらず、業者さんがまったく同じような数でいらっしゃる。やはりこの辺は当事者の建設業界の方々もそうですけれども、これは行政御当局も我々も必死になって知恵を出さなければなりませんし、汗をかいていかなければならない。先ほども岩渕先生、安齋先生からも御指摘ありましたとおり入札制度の末端を改善したからといって、そういういた苦しんでいる業者の方々を根本的に救える特効薬になり得るのかということになりますと非常に疑問ですし、だからといって我々入札制度等監視委員会が手をこまねいて何もできないということでは困るんで、我々のできる範囲で改善すべきことは改善していくこうと。ただ抜本的対策はここにあるのではなくて、やはり現実に3分の1に公共工事が減っている中で、業界として、行政当局としてどうやっていくのか、むしろ問題の本質はそちらにあるということを議会の方々、県知事さんにも御認識いただいた上で、既に認識いただいているとは思うんですけども、そちらの方に重点的にエネルギーとパワーをお使いいただきたいと考えております。

**【清水委員長】**

言ってみればパイをみんなで分ける時に、パイの大きさは決まっているわけです。それで落札率を上げて切っていく時のパイの大きさを上げてやれば、食べられる人の数は減るわけですよ。そういう状況だということは十分認識しなければならないのであって、落札率を上げれば業界の苦しい事情が解消するわけではないと思いますよ。ただ受注する以上はちゃんと利益が上げられるようにというのはもっともな意見ですから、これは考えなければいけないと思うんですけども、落札率を上げれば建設業界が救済されるということでは私はないと思います。問題は非常に大きい。だから業界が苦しいのはあたかも一般競争入札が原因であるかのように言われるのはちょっと事実と違うんじゃないかと私は思っています。

**【安齋委員】**

皆さんいろんな意見があると思うんですけども、この委員会は条例に基づいてつくった委員会でしょ。その中で制度設計をやれと決まったわけではないんですか。それを今後は外せと言っているんですか。条例を県議会で直すということですか。我々は12人のメンバーがそれぞれの立場でいろんなことを言ってます。去年私と清水先生は入札等制度検証委員会で3か月議論しましたが、素人といわれれば素人です。建設業者のお客さんが少ないのは初めから申し上げておりますから、しかし素人なりに3か月間いろんな資料を読みながら集めながら作ったのがあの制度なんですね。それを今さら非難されるのは、私や清水先生からすればちょっと意外だなという気はします。それから急げ急げと言われて県の方では慌てているようですけれど、先ほどの非公開の席でも申し上げたんですが、最低制限価格の見直しを今日中に決めてくれと言うからいろいろな議論がありながら結局決定しましたね。じゃあ入札等制度改革部会は急いでいるんだったら今月中にやるんですねと聞いたら日程決まってないって言うんですね。何か矛盾しているんじゃないですか。我々には急げ急げと言っておいて、入札等制度改革部会を来週やるんだからわか

るんですよ。来週やりたいから急いでくれと言うんだったらわかるんだけれども、いつやるかわからない中で急げ急げと言われても我々としても困るんですよ。そういうことで矛盾だらけだと思うんですが、県の御当局の見解をお聞きしたい。

【総務部政策監】

先ほど担当参事からは未定だというでお話をいたしましたが、来週中には開催する予定で調整しております。

また、先ほど委員からお話ありました元下関係については、実態調査等はやっておりますが、それだけではなくて下請さんからの苦情110番ということで、その辺の体制整備についても今そういった方向で準備しようということで今進めておりますので、御理解いただきたいと思います。

【安齋委員】

私は談合部会の方に入っているんですが、12人のうち6人は談合部会なんですね。御存知のように。実際談合部会はかなりきついんですよ。というのは談合情報が入りますと少なくともその日のうちに委員長と私の方で部会を開くかどうか決めて翌日すぐ招集します。そして今まで3回ありましたけれど、特に言いたいのは第2回目なんですが、場所が県北とかではなかったので朝8時30分に集合して、委員会が終わったのはたしか10時17分でした。14時間労働しているんですよ。我々は県の求めに応じてそういう仕事もきっちりやっているんです。それをやつた上でいろんなことを言われるのは私は不愉快だと言いたいです。

【清水委員長】

この委員会の活動は会議を開いているところしか外から見えない。実際には結構安齋さんおっしゃったように、この間特に談合情報の扱いをこの委員会が直接やるようになってから、談合情報が何回か寄せられてきて、その対応ではずいぶん無理をしているということは別にあまり強調するつもりもないですが、もしかしたら知らずに素人が刀を振り回しているという風にしか見てないとしたらそれは違うよと私は言いたいと思います。

こんなところでよろしいですか。

予定価格の事前公表の是非に関しましては、検討する予定はありますよね。今のところ日程に上ってないが、私は検討して良いと思ってますので、結果はともかくとして議論しても良いのかなと思ってますから、これはいずれ議題にしたらどうでしょうか。そういう風に思います。総合評価については、今検討している最中です。積算単価が妥当ではないのではないかということについては、この委員会で随分出ているわけなんです。そこはちゃんとやってますと当局は言っているわけですけれども、これはなお業界との間では見解の相違があります。そこはできるだけ私たちにとっても納得のできるような何か材料がほしいなと思います。

【小川委員】

予定価格の事前公表のいかんをどうするのかというのは、非常に業界の中でも重要な案件だと思います。要望があるからということだけではないんですけれども、やはり予定価格が事前公表されているということはもうイコール答えがわかっている。そこから最低制限価格も想定が付くからということで、結局はじめにやる業者が一生懸命積算をして出す。ただそうでない方々が、先ほどの不良適格業者に該当するような方たちが本当の計算をしないで、予定価格に何%掛けて入れるようなことが出てきてしまう。一般競争競争の金額が下がってくればくじ引きで決めるとという、まるで宝くじのような感じで入札に参加しているというのが今の建設業者の本心だと思います。やはりスピード感も求められるのであれば、予定価格を事前に公表するしないというのは、県の方針も早く出していただいて、委員会で検討する方向を私は望みます。

【清水委員長】

ちょっとその辺考えてください。

それでは次に「その他」ということで、事務局からお願ひします。

【入札改革主幹】

事務局の方から2点ほどございますが、まず1つは次回の委員会の日程でございます。事前に日程調整させていただいたわけでございますが、その結果に基づきますと次回は1月28日月曜日午後1時から場所は今日と同じ会場での開催ということで考えております。全員出席というの

は難しいようでございますけれども、できるだけ多くの方々が出席いただけるように考えたところでございます。議題につきましては、本日も御審議いただきました「公共工事に係る業務委託の入札制度の見直しについて」等々を予定しております。

(2つ目、資料により「施工体制事前提出方式の試行について」を説明)

【清水委員長】

よろしいですか。それではこれで本日の議事は終了させていただきます。御苦労様でした。